

スポーツ立国戦略に係る国会議論に関する一考察

時本 識資、田中 宏和*

I. はじめに

わが国の社会状況はめまぐるしくかつ大きく変化している。特に、少子高齢や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化、国際化に伴う国際協力・交流の活発化などは、わが国を取り巻く社会環境や価値観に急激な変化をもたらした¹⁾。

これらの変化に対応すべく政治、行財政、経済構造など社会のさまざまな分野において従来のシステムの見直し、大胆な改革として推し進められてきた²⁾。

特に政治行政制度においては、21世紀に相応しい行政体制を築くことを目標とした中央省庁等改革基本法制定による省庁組織の再編がなされた³⁾。そしてそれから20年が経過しようとしている。

このような社会の変化の中、20世紀以降国際的に急速に普及・発展し、とりわけ1964年に開催されたオリンピック東京大会を契機に創造的な文化活動の重要な柱として国民の中に広がっていったスポーツ⁴⁾は、2度目のオリンピック東京大会の開催の影響も受け、その存在感をさらに強めようとしている。

わけても、経済の面では成長産業としてのスポーツが創り出す雇用による所得、スポーツの実施による医療費節減効果等の国民経済の発展が期待され、さらに、スポーツの国際競技会における競技者の活躍は当該社会や国家の好ましいシンボルとなり社会的連帯感の醸成を促進するとされている⁵⁾。

また今日、生活の質が求められる社会においてスポーツが果たす役割に対する期待には大きなものがある。その期待に応えるためにも、スポーツを文化として気軽に楽しめる社会を実現することが求められている。

以上のような様々に価値を有するスポーツにおい

て、わが国はその価値を獲得・維持・増大させるための行動の案・方針・計画として、様々なスポーツ政策を打ち出してきた。

1961年6月に制定された「スポーツ振興法」以来37年ぶりに議員立法として、21世紀に向けた生涯スポーツ、競技スポーツ振興の環境整備を図るための財源確保を目的とした「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が1999年5月に制定され⁶⁾、さらに2000年9月には、21世紀におけるわが国のスポーツ政策を体系的かつ計画的に推進していくために「スポーツ振興基本計画」が、「スポーツ振興法」第4条に基づいて、文部省（現、文部科学省）⁷⁾により策定された⁸⁾。

このスポーツ振興基本計画策定以降、国のスポーツ振興策が明示され、国が積極的にスポーツ政策を打ち出している⁹⁾。

その中でも2010年に文部科学省は、これまでの「スポーツ振興法」を見直し、わが国のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略-スポーツコミュニティ・ニッポン-」（以下、スポーツ立国戦略とする）を策定した。これにより、スポーツ政策の基本的な方向性が新たに示された。

この影響を受けわが国の立法機関である国会においても、スポーツに関する議論に多くの時間が費やされてきている。国会においてスポーツが議論の中心として取り上げられることは、前述したように、スポーツが健康・社会福祉、教育・社会化、経済発展等の様々な分野に貢献することが期待されていることに他ならない。

そこで本論文では、国会常任委員会において「スポーツ立国」及び「スポーツ立国戦略」についてどのような議論が展開されてきたのかを明らかにすることを目的とする。

Ⅱ. 研究の方法

本論文では、国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/>) で公開されている国会本会議、常任委員会等の会議録のうち、スポーツを所管とする衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会における「スポーツ立国」及び「スポーツ立国戦略」に関わる議論を対象とする。

Ⅲ. 先行論文の検討

これまでわが国においては、ソジエが指摘する様に、政治家の言説に対する学術的関心は高いとはいえない状況であり、それらを対象とした研究は限られてきた¹⁰⁾。そしてその多くは言語学領域でなされている。

スポーツの政策学的研究においては、内海和雄の「スポーツ行政の現状と課題」¹¹⁾ や中村祐司の「政策過程研究の理論課題」¹²⁾ にみるようなスポーツ政策の望ましい在り方や政策内容の検討ないし問題点の指摘及び考察など、政策の評価について論じているものが大半を占め、わが国における国会議論を対象にしている研究は皆無に等しい状況である。

Ⅳ. スポーツ立国の概要

文部科学省は、これまで「スポーツ振興法」に基づき「スポーツ振興基本計画」を策定及び改定し、スポーツ振興を図ってきた。これによりスポーツ実施率の向上や総合型地域スポーツクラブの育成、オリンピックでのメダル獲得率の向上等、一定の成果を得てきたが、「スポーツ振興基本計画」の掲げる目標値には達していない事項が散見される状況であった。

また、一方で、前述したように少子高齢や情報化の進展に伴う様々な社会問題が顕在化し、スポーツ振興の重要性が増す中、公布から半世紀を経過した「スポーツ振興法」は、スポーツに対する国民のニーズへの対応、文化としてのスポーツへの対応はもとより、スポーツを通じたわが国の国際貢献や国際社会への参画等の観点からも現状に対応しきれなくなっていた。

このため、文部科学省では、「スポーツ振興法」

の見直しと新たな「スポーツ基本法」の制定を視野に入れながら、今後のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」をスポーツ振興基本計画の最終目標年である2010年8月に策定した。

策定に向けては、国会常任委員会のみではなく議連、党等の様々な組織等での議論が展開された(表1)。

スポーツ立国戦略は、「新しい公共」の理念の下、各々の興味・関心、適性等に応じて現状よりさらに多くの人々が様々な形態でスポーツに積極的に参画できる環境を実現することを目指し策定されたものでもある¹³⁾。

「新しい公共」とは、人を支える役割を「官」といわれる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっている一人ひとりが参加し、それを社会全体として推し進めることである¹⁴⁾。

その内容として「スポーツ立国戦略の目指す姿」を実現するため、「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」と「連携・協働の推進」を基本的考え方として掲げている。

「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」とは、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することが、すべての人々に保障されるべき権利の一つであり、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければならないとの考え方のもと、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える(育てる)人」に着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード(施設等)、ソフト(プログラム・指導者等)の両面から整備することである。

それに加え、国はスポーツ団体等と連携・協力し、団体のガバナンス強化、紛争解決システムの整備、ドーピング防止活動等を通じて、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現を目指すことでもある。

また、「連携・協働の推進」とは、スポーツを普及・

定着させ、スポーツを人々にとって身近なものとするために、地域スポーツクラブ、学校、地方公共団体、スポーツ団体、企業などが組織の違いを超えて連携することにより、トップスポーツと地域スポーツの垣根をなくし、人材の好循環を生み出すことや、スポーツを基盤とする「新しい公共」の形成への参画を促す環境を整備することである。

この考え方のもと、実施すべき重点戦略として以下の5つを掲げた。

- (1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- (2) 世界で競い合うトップアスリートの育成
- (3) 強化・スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- (4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- (5) 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

そしてこの5つの重点戦略については、これまでのスポーツ振興基本計画同様に目標（値）と具体施策が定められている。

さらに策定内容を踏まえて、これらを実現していくためには新たな財源、組織、法令などの体制整備が必要であると、スポーツ立国戦略実現のための国の体制整備と今後の進め方をあげた。具体的には、スポーツ振興基金助成とスポーツ振興くじ助成を一元化した「スポーツ振興助成（仮称）」の設置などの「スポーツ振興財源の効率的な活用」、独立行政法人日本スポーツ振興センターの支援機能の強化と体制整備を含む「国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方」の整備、「スポーツ基本法などの関連法制の整備」をあげている。

このようにスポーツ立国戦略では、これまでの閉塞的な日本のスポーツ界から新たなスポーツ文化を創出する内容が打ち出されている。

V. 国会常任委員会における議論

衆議院文部科学委員会、参議院文部科学委員会において、「スポーツ立国」の文言が使用されたのは、

2007年10月30日に開会された、第168回参議院文教科学委員会である¹⁵⁾。

その後、2021年3月に開会された第204回国会参議院文教科学委員会まで「スポーツ立国」及び「スポーツ立国戦略」に係る様々な議論が展開されている。

なお「スポーツ立国」の文言が国会常任委員会において初めて使用されたのは、1975年6月に開会された第75回国会衆議院決算委員会における、坂井弘一の

「(前略) わが国のスポーツ立国政策というのは、まさにゼロに等しいので、非常にお寒い状態にあります。(中略) 大臣に一つ提案申し上げたいと思いますが、この際、国民スポーツ憲章というようなものを制定して、わが国もスポーツ立国政策というものを明示したらどうでしょうかということでございます(後略)」¹⁶⁾

とスポーツ立国に関する政策の必要性に関する質疑においてである。

スポーツ立国戦略策定の35年前にスポーツ立国に関する議論が既に展開されていたのである。

衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会での議論をみても、2010年11月に開会された、第176回国会参議院文教科学委員会において石井浩郎は、

「(前略) スポーツと一言で言いましても、競技スポーツから生涯スポーツ、またスポーツを通じた青少年の健全育成や、またプロスポーツの産業と大変広い範囲にわたっております。そこで、大臣にお伺いしますが、スポーツの重要性、また意義をどう御認識されていますか」¹⁷⁾

とスポーツの重要性・意義に関する質疑を行っている。

これに対して高木義明文部科学大臣(当時)は、

「まさに私は、スポーツというのはもちろん国民

の心身の健全な育成にとって極めて重要なものだろうと考えております。特に、スポーツで大きな成績を収める上には、相当な練習、苦労の中でのことだろうと考えております。その過程において、例えば先輩、後輩との結び付きあるいは触れ合い、そういう中からコミュニケーション能力を発揮できますし、それからやはり何といたしましてリーダーシップ、これもスポーツの大切な役割であろうと考えておりますし、また何よりも私は重要だと思っておりますのはチームワーク、それぞれの選手の方々が力を合わせて勝利という目標に向かって苦しい練習を重ね、そして試合に臨むと。こういう意味で、スポーツの役割というのは国民に大きな感動、喜びを与えるものだと思っております。私も少なからずスポーツ好きでございまして、バスケットもしましたし、野球も大変好きでございます。最近はこの年齢になりますと自らすることはできませんが、スポーツ観戦すること、これによって本当に大きな励ましも受けまして力もいただきます。我が国挙げて、やっぱりスポーツ立国としてそれぞれのテーマに向けて努力をしなきゃならぬと、このような思いを致しております」¹⁸⁾

と述べている。

また2011年6月に開催された第177回国会参議院文教科学委員会において、江口克彦は

「(前略) スポーツ立国戦略でいろんなことを基本法で盛り込まれておりますけれども、トップアスリートの育成により重点を置きたいいわゆる国家戦略を取った方がいいのではないかというふうに思うんでありますけれども、大臣、文科省の考えるスポーツ立国というのは一体何なのかということについて端的にお教えをいただきたいと思います」¹⁹⁾

とスポーツ立国とはなにかに関する質疑を行っている。

これに対し高木義明文部科学大臣(当時)は、

「江口委員の御指摘については、私も同感でございます。スポーツ立国戦略というのは、まさに国を挙げてスポーツの自主性、そしてまたスポーツの公共性、そして国際性、こういったものを具現化していく。その中で、国としての必要最小限の体制を確立をしていき、そして、限られた財源でありますけれども、必要な予算をメリハリを付けて措置をしていく、この努力は私は国としてやらなきゃならない責務だろうと考えております。言われましたとおり、まさに国民一人一人に希望を持ち、そして憧れ、これは何よりなことでございます。したがって、普通は大体ボランティアで、自らの負担でやっておられるスポーツがほとんどなんです。ところが、ボランティアだけではどうしようもない。例えば指導者の育成とか、あるいはトップアスリートの育成とか、あるいは国際的な人脈をつくると、こういうことになると、やはりそこには公的な負担というものもやっぱり考えていかなきゃならぬと思っております。我々としては、この御議論を踏まえまして、そういうところでやっぱり重点的に配慮していかなきゃならぬと、このように思っております」²⁰⁾

と述べている。

さらに2011年5月第177回国会衆議院文部科学委員会において遠藤利明は、

「(前略) スポーツを通じてどんな国づくりを目指すのか、その具体像、そしてその実現のために必要な施策は何だろうな、このスポーツ立国戦略の概要にも少しは書いてありますが、大臣から、この考え方について見解をいただきたいと思います」²¹⁾

とスポーツ立国戦略の具体について質疑を行っている。

これに対し高木文部科学大臣(当時)は、

「(前略) スポーツ基本法ということを通じて、改

めて、例えばスポーツ論、体育とスポーツはどうか違うのかなど国民的な議論、あるいは、普及が先かトップアスリート養成が先か、そういったさまざまな議論が巻き起こってくることで非常に大きな意義があるのではないかと私は思っております。私どもとしましては、スポーツの持つ役割、特に体力、気力、それぞれを基本とするものでありまして、まさに、体力、気力の限界をきわめてわざと力を競う、そして、ともに勝敗を超えて、汗を流すことによってまさに理屈抜きの人間関係、そのことはお互いの友好、友情につながることでありましょうし、ひいては世界の平和に大きな役割を果たす、私はそのことに通ずるものだと思っております。そういう意味で、スポーツ立国戦略においては、その目指す姿としては、新しいスポーツ文化を確立していくということを掲げておりまして、国民、より多くの皆様方がスポーツの価値をお互いに共有して、みずからがスポーツを行う、する、あるいは見る、あるいは支える、こういった多様な形態で積極的にスポーツに参画をする、そういう社会を目指していくことが大事であろう、このように考えております。その戦略の実現のためには、とりわけ年齢や体力に応じた、いわゆるライフステージに応じたスポーツの機会をつくること、そしてまた、それぞれのスポーツ界の連携によって、先ほども議論がされておりますように、普及と強化、こういう意味のものをある意味では好循環にさせていく。そして、私どもとしましては、具体的に五つの重点戦略を掲げております。多くの分野でそれぞれの取り組みを進めていく。特に、何といいたしても、普及にとっても強化にとっても避けられないのは、やはり地域スポーツクラブの存在であろうと思っております。そういう意味で、そこにトップアスリートを配置したり、あるいは学校体育、運動部の活動の充実を図ったり、そういう幅広い交流また指導等が重要になってくる。このように、私は、スポーツ立国戦略が目指す具体像の実現として、必要な施策についてそのようなことを考えております」

22)

とスポーツにおける「好循環」の創出の重要性を指摘している。

このようにスポーツ立国戦略策定やその後のスポーツ基本法制定に向けて、改めてスポーツとは何か、スポーツ立国とは何かといった根本的な事項に対する議論がなされているのが特徴的である。

また2011年5月に開会された第177回国会衆議院文部科学委員会において宮本岳志は、

「(前略)日本国憲法は、第十三条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と幸福追求権を定めておりますし、二十五条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と生存権を規定しております。この権利の中には国民がスポーツを享受する権利も含まれていると私どもは考えておりますけれども、まず、大臣の基本的な見解をお伺いたします」²³⁾

とスポーツ権に関する質疑を行った。

それに対し高木義明文部科学大臣は、

「日本国憲法の第十三条、そして二十五条というお話がございました。これは昨年八月でしたけれども、文部科学省においてはスポーツ立国戦略というものを提出しておりまして、この中で、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利であるとしております。また、スポーツをする、見る、支えるといったさまざまな形で人々が生涯にわたってスポーツを親しむことができる環境を整備すること、こういうことを基本的な考え方の一つとして私たちは重視をしております。こうした考え方を実現していくためには、日本国憲法で定めるいわゆる幸福追求権、そしてまた生存権にも当然に配慮していかなきゃならないものだと考えております」²⁴⁾

と述べておりスポーツ立国戦略におけるスポーツ権をする、見る、支えるすべての人の権利であるとした。

またこれら以外の議論としては、「スポーツ立国戦略策定及びスポーツ基本法制定について」、「スポーツ庁の設置について」、「競技団体のガバナンスについて」、「統括団体への補助金について」、「国際大会の承知について」、「競技力向上策について」、「地域スポーツ振興への予算について」があげられる。何れにおいてもスポーツ立国戦略、スポーツ基本法、スポーツ基本計画において柱とされている事項となっている。このことからスポーツにおいても国会審議の活性化及び政治主導の政策策定が実施され始めてきたといえよう。

さらに2013年11月に開会された第185回国会参議院文教科学委員会での、石井浩郎による

「スポーツ基本法の附則に、スポーツ庁の設置について盛り込まれております。このことは、国民にとってもスポーツ界にとっても非常に重要なことであると思います。下村大臣もオリンピック招致決定後にスポーツ庁の設置に向けて前向きな御発言をされました。そこで、まずお伺いしたいのですが、スポーツ庁設置の必要性と設置する上での課題をお聞かせください」²⁵⁾

のようなスポーツ庁設置に関する質疑があげられる。

これに対し櫻田義孝文部科学副大臣(当時)は、

「スポーツ立国を実現するためには、総合的、一体的なスポーツの推進が重要であると考えております。スポーツ基本法におきましても、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁等の行政組織の在り方については、行政改革の基本方針に配慮し、必要な措置を講ずる旨が規定されているところでございます。特に、オリンピック・パラリンピックの東京開催の決定を契機に、我が国のスポーツ施策につきましても、スポーツを通じた健康、福祉、医療分野への貢献や、裾野

の広い地域スポーツの振興等を含めまして、様々な付加価値を考える必要があると考えておるところでございます。スポーツ庁が設置された場合には、そのリーダーシップの下で、トップアスリートだけでなく広く全ての国民のスポーツ振興が図られ、スポーツの意義を総合的に把握した施策の推進が可能になると考えております」²⁶⁾

とスポーツ庁に関する必要性及び見解を述べている。

また2015年3月に開会された第189回国会参議院文教科学委員会において石井浩郎は、

「オリンピック・パラリンピックを通じて、もちろんその経済効果というものは大変大きなものだと思います。また、今回大臣所信には触れてはなかったように思いますが、成長戦略の一つとして、産業としてのスポーツ、スポーツ産業、これ日本では非常に大きな潜在能力を持っていると思っております。しかしながら、残念ながら欧米に比べて日本のスポーツ産業というのは伸びていないというのが現状だと思っております。一例を挙げますと、プロ野球、一例ですけれども、二十年前の日本のプロ野球とアメリカの大リーグは売上げがほとんど一緒でありました。この二十年間で五倍、六倍、アメリカの大リーグは売上げを伸ばしております。残念ながら、日本のスポーツ界は産業としてまだ伸びていない状況でありますけれども、スポーツ庁設置に関わる法案も今回提出されておりますし、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツ産業を伸ばす大変大きなチャンスではないかと思っております。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。何かまた取組があるのであれば、お聞かせ願いたいと思います」²⁷⁾

とスポーツ産業の拡大に関する質疑を行っている。

これに対し下村博文文部科学大臣(当時)は、

「御指摘のように、今国会でスポーツ庁設置法案を出させていただくことになっておりますが、是

非御協力をお願いしたいと思います。国会の方で了承、可決されれば、今年の十月にスポーツ庁を設置したいと考えております。これは、トップアスリートのためだけのスポーツだけでなく、全ての国民がスポーツによって健康を享受をすることによって、世界で日本は一番の平均寿命の国であります。健康寿命とは十年以上開きがあります。是非、人生の晩年も生き生き元気に、スポーツによって健康的な暮らし方ができるような、そういうスポーツ立国も目指していきたいと思います。その中で、石井委員御指摘のように、野球も、アメリカから比べると、アメリカの方がはるかに五倍以上成長していたと。同じような、ほかのスポーツも同様に、ほとんど全てと言っていいかもしれませんが、日本が余り過去五年間、十年間あるいは二十年間成長していない中で、スポーツビジネスが大きく発展しているという事例がアメリカにもあります。来年、二〇一六年、リオでオリンピック・パラリンピックが開催されますが、その直後、秋にスポーツ・文化・ワールド・フォーラムを是非日本で開きたいと。これは、スポーツ関係、文化関係が二〇二〇年を一つのターゲットイヤーとして、その先も含めてスポーツ、文化というのは新たな産業になっていくチャンスでもあるというふうに思います。そのために、産業界の方々も、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムは、ただそのスポンサー的な形での参加ではなくて、自らこのスポーツ・文化・ワールド・フォーラムを通じて、それぞれの企業もスポーツ、文化において発展していくチャンスだと捉えて、これから潜在的なスポーツの分野においても我が国はいろんな形で伸び行く可能性は十二分にあると思いますので、二〇二〇年をターゲットイヤーとして、その先もスポーツによってこの国を元気にさせる、そして同時に、それが国民の健康的な生活にもつながっていく、そういう部分について、是非文部科学省としても支援をしていきたいというふうに思いますし、先頭に立って引っ張っていきたいというふうに考えております」²⁸⁾

と述べており、オリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツ産業への取り組み強化を目指す姿勢がみてとれる。

2016年4月の第190回国会衆議院文部科学委員会においても、木原稔が、

「スポーツの市場規模の拡大についても引き続きお伺いしますが、我が国では、スポーツというと、これまでは教育の一環という意識が強くて、スポーツで稼ぐという言葉に抵抗感を感じている人も多かったのではないかと思います。私もその一人であります。子供を初めとして多くの人々がスポーツを身近なものとして感じて、実際にスポーツをしたりスポーツを見て楽しんだりするスポーツ環境の充実のために、スポーツで稼ぎ、その収益をスポーツへ再投資する、還元していくという自立的な仕組みを我が国スポーツ界に構築していくことは極めて重要なのではないかというふうに私も思い始めました。これを自民党ではスポーツGDPの拡大というふうに表現をしているところです。また、スポーツのビジネスとしての価値を考えた場合には、健康分野や、またIT等のスポーツテクノロジー分野など、さまざまな産業領域との融合の可能性も高く、スポーツをコアとした新たなビジネスの創出にも期待が高い分野であると考えております。安倍政権が掲げるGDP六百兆円を実現するため、成長産業の一つの柱としてスポーツ産業の促進策を打ち出し、スポーツ庁を初めとして関係省庁が一丸となって取り組み、スポーツ産業が我が国の基幹産業の一つとなるよう、活性化を大胆に進めていくべきだと考えておりますが、文科省の見解をお聞かせください」²⁹⁾

とスポーツ産業に対する政府の姿勢を問う質疑を行っている。

これに対し富岡勉文部科学副大臣（当時）は、

「スポーツ関連産業が活性化すれば、その収益をスポーツ団体や環境の充実にも再投資する、こうい

う好循環を生み出すことができます。国民の健康増進や地域の活性化を図るために必要なことだと認識しております。自民党のスポーツ立国調査会においても、スポーツ市場規模の拡大に向け、御議論いただいていると承知しております。文部科学省としても、スポーツの発展のためにはスポーツ産業の拡大が重要だと考えております。そのため、文部科学省では、経済産業省と合同でスポーツ未来開拓会議を開催し、スポーツ施設の収益化やスポーツに関連する新事業の開拓、IT、食、観光といった他分野との連携、さらには障害者のスポーツ参加支援など、二〇二〇年以降を展望した戦略的な取り組みの展開に向け、有識者を交えた議論を行っているところでございます。今後とも、スポーツを通じたGDPの拡大を目指して、関係省庁やスポーツ関係者等の連携を図っていく、スポーツ環境の充実に取り組んでまいりたいと思っております³⁰⁾

と述べ、スポーツ産業を単独で捉えるのではなく、他の産業分野などと一体的に捉え成長を目指すといった方向性を示している。

またスポーツ立国戦略で述べられている「国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方」の整備の影響もあり、2015年10月にスポーツ庁が設置されたことを受け、2018年5月に開会された第196回国会衆議院文部科学委員会において城井崇は、

「平成二十七年に文部科学省設置法の一部改正がございました。体育及び保健教育に関する事務を文部科学省本省からスポーツ庁へ移管したということでございました。これを移した後、何年かになりますけれども、これによってもたらされた具体的な成果について、例示を含めて、大臣、お話をいただけますか³¹⁾

とスポーツ庁設置による成果に関する質疑を行っている。2018年6月第196回国会参議院文部科学委員会において森まさこも、同様の質疑を行ってい

る³²⁾。

これに対し林芳正文部科学大臣（当時）は、

「スポーツ庁の創設でございますが、旧スポーツ・青少年局が所管をしておりました学校体育の振興等に加えて、新たにスポーツを通じた健康増進とか地域経済活性化等も含めて、スポーツ施策を総合的に推進できる体制というのが構築されたわけでございます。これによりまして、学校の保健体育の充実に関するスポーツ団体との連携が進むなど、スポーツ立国の実現に向けた取組、着実に進んできているところでございます。具体的には、例えば、公益財団法人の全日本柔道連盟とか、一般財団法人の全日本剣道連盟等において、武道の授業内容の充実を図るための指導参考資料を作成する、こういった取組とか、水泳の安全指導の観点から、公益財団法人の日本水泳連盟と連携した安全対策の取組を進める、こういった例など、スポーツと教育の施策の一体的、効果的な推進が図られてきておるところでございます³³⁾

と述べておりスポーツ庁設置は、スポーツのみではなく教育にも好影響を与えており、スポーツ立国実現に有用であったとの考えを示した。

この様に近年の議論は、「スポーツ庁の設置について」、「スポーツ産業の活性化について、スポーツ庁設置の成果について」がその論点として展開された。

しかしながら、衆議院文部科学委員会、参議院文部科学委員会において「スポーツ立国」の文言が使用場面に変化が見られる。スポーツ立国戦略策定前及び策定まもなくは前述したような論点を中心に議論が展開されてきた。しかしながら近年では、文部科学大臣の所信表明等で使用される事が大半を占め、議論の対象となることが激減していることがわかる（表2）。

「スポーツ立国」については、前述した様にスポーツ立国戦略策定前に様々な議論が展開されていた点は評価できる。一方で今日のスポーツが果たす役割の重要性や、わが国は今日も「スポーツ立国」の実

現を目指している点を踏まえると³⁴⁾、議論の内容(質)、議論の時間(量)ともに充分であるとは言い難く、友添が指摘するように「スポーツ立国」とは何かを公的に定義できていない状況のまま³⁵⁾、各スポーツ政策が展開されている状況にあるといえる。

VII. まとめ

本論文は、国会常任委員会において「スポーツ立国」及び「スポーツ立国戦略」についてどのような議論が展開されてきたのかを明らかにすることを目的とし検討を加えてきた。それらを整理すると以下のようになる。

衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会において、初めて「スポーツ立国」の文言が使用されたのは、2007年10月30日に開会された、第168回参議院文教科学委員会であった。スポーツ立国戦略策定前までの議論をみても「スポーツとは何か」、「スポーツ立国とは何か」といった根本的な事項に対する議論が展開されているのが特徴的であった。

またこれら以外の議論としては、「スポーツ権について」、「スポーツ立国戦略策定及びスポーツ基本法制定について」、「スポーツ庁の設置について」、「競技団体のガバナンスについて」、「統括団体への補助金について」、「国際大会の承知について」、「競技力向上策について」、「地域スポーツ振興への予算について」があげられた。何れにおいてもスポーツ立国戦略、スポーツ基本法、スポーツ基本計画において柱とされている事項となっている。このことからスポーツにおいても国会審議の活性化及び政治主導の政策策定が実施され始めてきたといえる。

また近年「スポーツ庁の設置について」、「スポーツ産業の活性化について」、「スポーツ庁設置の成果について」がその論点として展開されていた。

また衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会において「スポーツ立国」の文言が使用される場面に変化が見られた。スポーツ立国戦略策定前及び策定間もなくは前述したような論点を中心に議論が展開されてきた。しかしながら近年では、文部科学大臣の所信表明等で使用される事が大半を締め、議

論の対象となることが激減している。

「スポーツ立国」については、スポーツ立国戦略策定前に議論が展開されていたものの議論の内容(質)、議論の時間(量)ともに議論が尽され、「スポーツ立国」が明確になったとは言い難く、「スポーツ立国」とは何かを公的に定義できていない状況のまま各スポーツ政策が展開されている状況にあった。

国会常任委員会における「スポーツ立国」及び「スポーツ立国戦略」に関する議論は、以上のような特徴を有していた。

スポーツにおいても国会審議の活性化及び政治主導の政策策定が実施され始めてきた点は評価に値するといえるが、議論が充分であるとは言い難く、さらなる議論を重ねスポーツ立国を確かなものにする必要があるといえる。

※桐蔭横浜大学所属

注記及び引用文献

- 1) 片山孝重、木村和彦、浪越一喜編著：『現代スポーツ経営論』、アイオーエム、1997年7月、pp.119-130
- 2) 文部省編：『我が国の文教施策(平成11年度)』、大蔵省印刷局、1999年12月、pp.6-18
- 3) 森田朗編著：『改訂版 現代の行政』、放送大学教育振興会、2000年3月、pp.9-18
- 4) 関春南著：『戦後日本のスポーツ政策』、大修館書店、1997年4月、pp.1-3
- 5) 渡邊融編著：『現代社会とスポーツ』、放送大学教育振興会、2001年3月、pp.11-16
- 6) 池田勝、守能信次編：『講座・スポーツの社会科学 スポーツの政治学』、杏林書院、1999年10月、pp.43-62
- 7) 2001年に制定された「中央省庁等改革基本法」により、文部省は文部科学省に再編され、それにともない文部委員会は文部科学委員会に、保健体育審議会は中央教育審議会スポーツ・青少年分科会にそれぞれ整理・統合された。
- 8) 渡邊融編著：『現代社会とスポーツ』、放送大学教育振興会、2001年3月、pp.17-34
- 9) 2000年のスポーツ振興基本計画が策定される

- までは、保健体育審議会の答申が国のスポーツ振興の方針として位置づけられ、スポーツの普及・振興が図られてきた。
- 10) ソジエ内田恵美：「戦後日本首相による所信表明演説の研究－ Discourse Analysis を用いた実証研究－」、年報政治学 69 巻、日本政治学会、2018 年 6 月、pp.177-199
- 11) 内海和雄：「スポーツ政策の現状と課題」、都市問題研究第 46 巻第 10 号、都市問題研究会、1994 年 10 月
- 12) 中村祐司：「政策過程研究の理論課題」、宇都宮大学国際学部研究論集 3、宇都宮大学国際学部、1997 年 3 月
- 13) 時本謙資、田畑亨、内藤正和著：『はじめて学ぶスポーツ政策』、(株) アイオーエム、2019 年 9 月、pp.96-105
- 14) 内閣府：「新しい公共」に関する取り組みについて (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/20120906_atarashii.pdf : 2021 年 9 月 20 日閲覧)
- 15) 第 168 回国会 参議院 文教科学委員会 第 2 号 2007 年 10 月 30 日
- 16) 第 75 回国会 衆議院 決算委員会 第 10 号 1975 年 6 月 13 日
- 17) 第 176 回国会 参議院 文教科学委員会 第 1 号 2010 年 10 月 19 日
- 18) 第 176 回国会 参議院 文教科学委員会 第 1 号 2010 年 10 月 19 日
- 19) 第 177 回国会 参議院 文教科学委員会 第 3 号 2011 年 3 月 25 日
- 20) 第 177 回国会 参議院 文教科学委員会 第 3 号 2011 年 3 月 25 日
- 21) 第 177 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 12 号 2011 年 5 月 25 日
- 22) 第 177 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 12 号 2011 年 5 月 25 日
- 23) 第 177 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 11 号 2011 年 5 月 20 日
- 24) 第 177 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 11 号 2011 年 5 月 20 日
- 25) 第 185 回国会 参議院 文教科学委員会 第 2 号 2013 年 11 月 5 日
- 26) 第 185 回国会 参議院 文教科学委員会 第 2 号 2013 年 11 月 5 日
- 27) 第 189 回国会 参議院 文教科学委員会 第 3 号 2015 年 3 月 31 日
- 28) 第 189 回国会 参議院 文教科学委員会 第 3 号 2015 年 3 月 31 日
- 29) 第 190 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 4 号 2016 年 4 月 6 日
- 30) 第 190 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 4 号 2016 年 4 月 6 日
- 31) 第 196 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 13 号 2018 年 5 月 23 日
- 32) 第 196 回国会 参議院 文教科学委員会 第 14 号 2018 年 6 月 7 日
- 33) 第 196 回国会 衆議院 文部科学委員会 第 13 号 2018 年 5 月 23 日
- 34) 文部科学省：『令和 2 年度文部科学白書』、株式会社サンワ、2021 年 7 月、pp.242-267
- 35) 友添秀則：「スポーツ立国論」をめぐって」、現代スポーツ評論 26、創文企画、2012 年 5 月、pp.8-17

参考文献

- ・国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/>)
- ・衆議院ホームページ (<http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm>)
- ・文部科学省：スポーツ立国戦略 - スポーツコミュニティ・ニッポン -、2010 年 8 月
- ・スポーツ振興に関する懇談会：「「スポーツ立国」ニッポン - 国家戦略としてのトップスポーツ」、2007 年 8 月
- ・遠藤利明著：『スポーツのチカラ 東京オリンピック・パラリンピック戦略』、論創社、2014 年 4 月
- ・青沼裕之：「「スポーツ立国戦略」のねらいは何か」、たのしい体育・スポーツ通巻 254 号、学校体育研究同志会、2011 年 9 月

スポーツ立国戦略に係る国会議論に関する一考察

表1 スポーツ立国戦略策定に向けた動向

2006年12月	「スポーツ振興に関する懇談会」（遠藤利明・文部科学副大臣の私的諮問機関）を設置
2007年8月	「スポーツ立国ニッポン-国家戦略としてのトップスポーツ」（「スポーツ振興に関する懇談会」レポート）刊行
2007年10月	自民党が政務調査会の1つとして「スポーツ立国調査会」を設置
2007年11月	スポーツ議員連盟（超党派）「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」の発足
2008年6月	自民党政務調査会スポーツ立国調査会「『スポーツ立国』ニッポンを目指して-国家戦略としてのスポーツ-」（中間報告）を発表
2009年6月	「自民党文部科学部会、スポーツ立国調査会合同会議で「スポーツ基本法案」が承認される。
2009年7月	第171国会に「スポーツ基本法案（自公案）」の提出（衆議院解散により審議未了・廃案）
2009年9月	自由民主党政権から民主党政権へ
2010年5月	民主党スポーツ議員連盟の発足
2010年8月	「スポーツ立国戦略」の策定

出典 友添秀則：「『スポーツ立国論』をめぐって」、現代スポーツ評論26、創文企画、2012.5
 澤田大祐：「スポーツ政策の現状と課題-『スポーツ基本法』の成立をめぐって-」、調査と情報第722号、国立国会図書館、2011.8より作成

表2 「スポーツ立国」の用語が使用された委員会

	国会 回数	院名	委員会名	開会日	事項
1	168	参議院	文教科学委員会	2007年10月30日	
2	168	参議院	文教科学委員会	2007年11月15日	
3	171	衆議院	文部科学委員会	2009年3月11日	所信表明
4	171	参議院	文教科学委員会	2009年3月12日	所信表明
5	173	参議院	文教科学委員会	2009年11月17日	
6	174	衆議院	文部科学委員会	2010年2月19日	所信表明
7	174	衆議院	文部科学委員会	2010年3月10日	
8	174	参議院	文教科学委員会	2010年3月11日	所信表明
9	174	参議院	文教科学委員会	2010年3月16日	
10	174	衆議院	文部科学委員会	2010年4月21日	
11	176	参議院	文教科学委員会	2010年10月19日	所信表明
12	176	衆議院	文部科学委員会	2010年10月20日	所信表明
13	176	参議院	文教科学委員会	2010年10月21日	
14	176	衆議院	文部科学委員会	2010年10月27日	
15	176	参議院	文教科学委員会	2010年11月11日	
16	177	衆議院	文部科学委員会	2011年2月23日	所信表明
17	177	参議院	文教科学委員会	2011年3月10日	所信表明
18	177	参議院	文教科学委員会	2011年3月25日	
19	177	衆議院	文部科学委員会	2011年5月20日	
20	177	衆議院	文部科学委員会	2011年5月25日	
21	177	衆議院	文部科学委員会	2011年5月27日	
22	177	衆議院	文部科学委員会	2011年6月1日	

23	177	参議院	文教科学委員会	2011年6月16日	
24	177	衆議院	文部科学委員会	2011年7月27日	
25	179	衆議院	文部科学委員会	2011年10月21日	所信表明
26	179	参議院	文教科学委員会	2011年10月25日	所信表明
27	180	衆議院	文部科学委員会	2012年3月2日	所信表明
28	180	参議院	文教科学委員会	2012年3月15日	所信表明
29	181	衆議院	文部科学委員会	2012年11月2日	所信表明
30	183	衆議院	文部科学委員会	2013年3月13日	所信表明
31	183	参議院	文教科学委員会	2013年3月19日	所信表明
32	183	参議院	文教科学委員会	2013年3月21日	
33	183	衆議院	文部科学委員会	2013年3月27日	
34	185	参議院	文教科学委員会	2013年10月29日	所信表明
35	185	衆議院	文部科学委員会	2013年10月30日	所信表明
36	185	参議院	文教科学委員会	2013年11月5日	
37	186	衆議院	文部科学委員会	2014年2月19日	所信表明
38	186	参議院	文教科学委員会	2014年3月11日	所信表明
39	186	参議院	文教科学委員会	2014年4月3日	
40	186	参議院	文教科学委員会	2014年5月27日	
41	187	参議院	文教科学委員会	2014年10月16日	
42	187	衆議院	文部科学委員会	2014年11月12日	
43	189	衆議院	文部科学委員会	2015年3月25日	所信表明
44	189	参議院	文教科学委員会	2015年3月26日	所信表明
45	189	参議院	文教科学委員会	2015年3月31日	
46	189	衆議院	文部科学委員会	2015年4月15日	
47	189	衆議院	文部科学委員会	2015年4月17日	
48	189	参議院	文教科学委員会	2015年4月23日	
49	189	参議院	文教科学委員会	2015年5月12日	
50	189	参議院	文教科学委員会	2015年5月26日	
51	189	衆議院	文部科学委員会	2015年7月8日	所信表明
52	190	衆議院	文部科学委員会	2016年3月4日	所信表明
53	190	参議院	文教科学委員会	2016年3月8日	所信表明
54	190	衆議院	文部科学委員会	2016年4月6日	
55	193	衆議院	文部科学委員会	2017年3月1日	所信表明
56	193	参議院	文教科学委員会	2017年3月7日	所信表明
57	196	参議院	文教科学委員会	2018年3月20日	所信表明
58	196	衆議院	文部科学委員会	2018年3月23日	所信表明
59	196	衆議院	文部科学委員会	2018年5月23日	
60	196	参議院	文教科学委員会	2018年6月7日	
61	197	衆議院	文部科学委員会	2018年11月9日	所信表明
62	197	参議院	文教科学委員会	2018年11月13日	所信表明

スポーツ立国戦略に係る国会議論に関する一考察

63	198	衆議院	文部科学委員会	2019年3月8日	所信表明
64	198	参議院	文教科学委員会	2019年3月12日	所信表明
65	198	参議院	文教科学委員会	2019年3月19日	
66	200	衆議院	文部科学委員会	2019年10月23日	所信表明
67	200	参議院	文教科学委員会	2019年10月29日	所信表明
68	201	衆議院	文部科学委員会	2020年3月4日	所信表明
69	201	参議院	文教科学委員会	2020年3月5日	所信表明
70	203	衆議院	文部科学委員会	2020年11月11日	所信表明
71	203	参議院	文教科学委員会	2020年11月12日	所信表明
72	203	衆議院	文部科学委員会	2020年11月20日	所信表明
73	203	参議院	文教科学委員会	2020年12月1日	
74	204	衆議院	文部科学委員会	2021年3月5日	所信表明
75	204	参議院	文教科学委員会	2021年3月9日	所信表明

出典 国会会議録検索システム
(<https://kokkai.ndl.go.jp/>) より作成

